

青森県報

号外第三十四号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目次

公安委員会

○委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則…(運転免許課)…一

公安委員会

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

青森県公安委員会規則第七号

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

委託講習等の実施に関する規則(平成二十三年十二月青森県公安委員会規則第九号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇二十四 略」</p> <p>二十五 特定任意高齢者講習 法第百八条の二第二項に規定する講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習等規則」という。)第一条で定める基準に適合する講習をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇二十四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

二十六 特定任意講習 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条で定める基準に適合する講習をいう。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

二十五 特定任意講習 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習等規則」という。）第二十一条第三号で定める基準に適合する講習をいう。

二十六 特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満）） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第一号の表の区分欄の一の項で定める基準に適合する講習をいう。

二十七 特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳以上）） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第二号の表の区分欄の一の項で定める基準に適合する講習をいう。

二十八 特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳未満）） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第一号の表の区分欄の二の項で定める基準に適合する講習をいう。

二十九 特定任意高齢者講習（シニア

運転者講習（七十五歳以上）） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第二号の表の区分欄の二の項で定める基準に適合する講習をいう。

三十 チャレンジ講習（七十五歳未満） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認を行うための講習をいう。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

三十一 チャレンジ講習（七十五歳以上） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認を行うための講習をいう。

三十二 特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満）） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第一号の表の区分欄の一の項で定める基準に適合する講習をいう。

三十三 特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳以上）） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第二号の表の区分欄の一の項で定める基準に適合する講習をいう。

三十四 特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳未満）） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第一号の表の区分欄の二の項で定める基準に適合する講習をいう。

三十五 特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳以上）） 法第八八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第二号の表の区分欄の二の項で定める基準に適合する講習をいう。

<p>高齢者講習又は特定失効者は講習（七十歳講習（七十歳</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、普</p>	<p>通自動車、運転適性検</p>	<p>別表第一（第三条関係） 講習等の区分 委託要件</p>	<p>一 項の式により算出した数値が七十六以上の者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認を行うための講習をいう。</p> <p>三十二（三十五） 「同上」 「五号ずつ繰り上げる。」 （講習等の委託要件）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 公安委員会が講習等の実施を委託することができる法人が置くべき認知機能検査員及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「施行規則」という。）第三十八條の三ただし書の国家公安委員会規則で定める講習における講習指導員の必要数は、次に定めるところによる。</p> <p>「一（四 略）」</p>
<p>高齢者講習又は特定失効者は講習（七十歳講習（七十歳</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、自</p>	<p>動車等、運転適性検査</p>	<p>別表第一（第三条関係） 講習等の区分 委託要件</p>	<p>一 項の式により算出した数値が七十六以上の者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認を行うための講習をいう。</p> <p>三十二（三十五） 「同上」 「五号ずつ繰り上げる。」 （講習等の委託要件）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 公安委員会が講習等の実施を委託することができる法人が置くべき認知機能検査員及び施行規則第三十八條の三ただし書の国家公安委員会規則で定める講習における講習指導員の必要数は、次に定めるところによる。</p> <p>「一（四 同上）」</p>

<p>「号を削る。」</p>	<p>「略」</p>	<p>違反者講習 特定任意高齢者講習</p> <p>一 講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。</p> <p>二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>	<p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p>	<p>以上） 検査器材、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。</p>
<p>「号を加える。」</p>	<p>「同上」</p>	<p>違反者講習 特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満）又は特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満）又は特定任意高齢者講習（簡</p>	<p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p>	<p>以上） 器材、運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。</p>

認知機能検査 一 当する者 二 二十一歳以上の者	講習等の区分 講習指導員等の要件	別表第二(第四条関係)	「号を削る。」 「号を削る。」	
認知機能検査 一 二十五歳以上の者	講習等の区分 「同上」	別表第二(第四条関係)	易講習(七十歳以上) 特定任意高齢者講習(シニア) 一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター(四輪及び二輪) 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。 運転者講習(シニア) 一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等その他の設備を確保していること。 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。 チャレンジ講習(七十五歳未満)又はチャレンジ講習(七十五歳以上) 一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等その他の設備を確保していること。 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。	一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター(四輪及び二輪) 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。

認知機能検査 一 二十五歳以上の者	講習等の区分 「同上」	別表第二(第四条関係)	「略」 二 「略」 高齢者講習、特定失効者講習(七十歳以上) 一 二十歳以上の者 二 講習における指導に用いる普通自動車(運転することができるとして(仮免許を除く。))を現に受けている者(運転免許の効力が停止されている者を除く。) 三 次のいずれにも該当しない者 イ 法第八十条の四第一項第一号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して三年	「略」 二 「略」
認知機能検査 一 二十五歳以上の者	講習等の区分 「同上」	別表第二(第四条関係)	「同上」 二 「同上」 高齢者講習、特定失効者講習(七十歳以上) 一 二十歳以上の者 二 講習における指導に用いる普通自動車(運転することができるとして(仮免許を除く。))を現に受けている者 三 「同上」 イ 法第八十条の四第一項第一号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して二年	「同上」 二 「同上」

を経過していない者

ロ 法第十七条の二の第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に關し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

四 次のいずれにも該当

を経過していない者

ロ 法第十七条の二の第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に關し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

四 「同上」

する者

イ 「略」

ロ 普通自動車等の運転に關する技能及び知識の指導に關し、次のいずれかに該当する者

(1) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、普通自動車等の運転に關する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの

「号を削る。」

イ 「同上」

ロ 自動車等の運転に關する技能及び知識の指導に關し、次のいずれかに該当する者

(1) 普通自動車を用いた講習を指導する講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車等の運転に關する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの

(2) 二輪車を用いた講習を指導する講習指導員について

<p>五 次のいずれかに該当する者（ただし、令和</p>	<p>(2) 公安委員会が普通自動車<small>（通自動車）</small>の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p>
----------------------------------	---

<p>五 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(3) 公安委員会が自動車<small>（通自動車）</small>の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>は、大型自動車二輪車若しくは普通自動車二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動車二輪車若しくは普通自動車二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの</p>
---------------------------	---

<p>特定任意高齢者講習</p>	<p>違反者講習</p>	<p>一 二十歳以上の者</p>	<p>「略」</p> <p>四年五月十三日以前にイに該当し、又は令和四年三月三十一日以前にロに該当したことによつて高齢者講習指導員の要件を充足した者については、運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和三年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者</p>
------------------	--------------	------------------	--

<p>「号を加える。」</p>	<p>違反者講習</p> <p>「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者</p>
-----------------	---

二 講習における指導に

用いる普通自動車を運
転することができる免
許（仮免許を除く。）

を現に受けている者（

運転免許の効力が停止

されている者を除く。

）

三 次のいずれにも該当

しない者

イ 法第百八条の四第

一項第一号に規定す

る運転適性指導につ

いて不正な行為をし

たため、運転適性指

導員、停止処分者講

習指導員、高齢者講

習指導員又は違反者

講習指導員のいずれ

かの職を解任された

日から起算して三年

を経過していない者

ロ 法第百七条の二

の第十二号の罪を

犯し罰金以上の刑に

処せられ、その執行

を終わり、又はその

執行を受けることが

なくなった日から起

算して三年を経過し

ていない者

ハ 自動車等の運転に

関し自動車の運転に

より人を死傷させる

行為等の処罰に関す

る法律第二条から第

六条までの罪又は法

に規定する罪（ロに

規定する罪を除く。

）を犯し禁錮以上の

刑に処せられ、その

執行を終わり、又は

その執行を受けるこ

とがなくなった日か

ら起算して三年を経

過していない者

四 次のいずれにも該当

する者

イ 運転適性指導に関

する業務に関し、次

のいずれかに該当す

る者であること。

(1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験がおおむね一年以上ある者

(2) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(1)に掲げる者と同等的以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

ロ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者

(1) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、

普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの

(2) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)に掲げる者と同等的以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

五 次のいずれかに該当する者(ただし、令和四年五月十三日以前に該当し、又は令和四年三月三十一日以前に該当したことによって高齢者講習指導員の要件を充足した者については、運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。)

<p>「号を削る。」</p>	<p>「略」</p>	<p>イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者</p> <p>ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和三年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者</p>
<p>特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満））、特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳以上））、特定任意高齢</p>	<p>「同上」</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>一 二十五歳以上の者</p> <p>二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができ、免許（仮免許を除く。）を現に受けている者</p> <p>三 次のいずれにも該当</p>

<p>者講習（シニ） ア 運転者講習（七十五歳未満）又は特定任意高齢者講習（シニア） 運転者講習（七十五歳以上）</p>	<p>しない者</p> <p>イ 法第八十条の四第一項第一号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ロ 法第一百七十七条の二の第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ 自動車等の運転に關し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に關す</p>
--	--

る法律第二条から第

六条までの罪又は法

に規定する罪（ロに

規定する罪を除く。

）を犯し禁錮以上の

刑に処せられ、その

執行を終わり、又は

その執行を受けるこ

とがなくなった日か

ら起算して二年を経

過していない者

四 次のいずれにも該当

する者

イ 運転適性指導に関

する業務に関し、次

のいずれかに該当す

る者であること。

(1) 運転適性検査指

導者資格者証の交

付を受け、運転適

性指導に関する業

務に従事した経験

がおおむね一年以

上ある者

(2) 公安委員会が運

転適性指導に関す

る業務に関し、(1)

に掲げる者と同等

以上の技能、知識

及び経験を有する

と認める者

ロ 自動車の運転に関

する技能及び知識の

指導に関し、次のい

ずれかに該当する者

(1) 普通自動車を用

いた講習を指導す

る講習指導員につ

いては、普通自動

車に係る教習指導

員資格者証の交付

を受けている者又

は普通自動車に係

る届出教習所指導

員研修課程を修了

した者で、自動車

の運転に関する技

能及び知識の教習

に従事した経験の

期間がおおむね一

年以上あるもの

(2) 二輪車を用いた

講習を指導する講習指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る講習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの

(3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)又は(2)に掲げる者と同年以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

違反者講習	「略」	別表第三(第七条関係)	「号を削る。」	
違反者講習	「同上」	別表第三(第七条関係)	<p>チャレンジ講習(七十五歳未満)又はチャレンジ講習(七十五歳以上)</p> <p>一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等その他の設備を確保していること。</p> <p>二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に入っていること。</p>	<p>五 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者</p> <p>ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者</p>

